

港湾法の一部を改正する法律の施行について

北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課
港湾行政課

令和4年11月18日に公布された「港湾法の一部を改正する法律」(令和4年法律第87号。以下「改正法」という。)及び港湾法施行令ほか関係政令が一部改正され、12月16日に施行されました。

〈改正法の概要〉

1. 港湾における脱炭素化の推進

港湾は、輸出入貨物の99.6%が経由する国際サプライチェーンの拠点であり、その周辺地域を含めれば、我が国の二酸化炭素排出量の約6割を占める産業の多くが立地する地域です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス46%排出削減の実現に向けた動きが加速する中、我が国の港湾及び臨海部産業の競争力の強化並びに脱炭素社会の実現に貢献するため、官民の関係者が連携して計画的かつ効果的に港湾における脱炭素化に取り組む必要があります。

このため、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用を推進するため、港湾管理者が港湾脱炭素化計画を作成することができるとするとともに、同計画の目標を達成するため、港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定することができるとする等の措置を講ずることとしました。

- ・ 港湾施設の定義の見直しについて(法第2条第5項関係)
- ・ 港湾脱炭素化推進計画の作成について(法第50条の2及び第50条の4関係)
- ・ 港湾脱炭素化推進協議会について(法50条の3関係)
- ・ 脱炭素化推進地区について(法第50条の5関係)

2. パンデミックや災害時における港湾機能の確実な維持

一昨年の国際クルーズ船内における感染症の感染拡大により、港湾機能に大きな支障が生じました。この教訓を踏まえ、感染症の感染拡大等の新たなリスクが発生した場合においても港湾機能を確実に維持するため、国が港湾管理者を支援する体制を強化する必要があります。

このため、非常災害時に、港湾管理者からの要請に基づいて国が港湾施設の管理を行うことができる制度について、その対象となる事象の範囲を、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象に拡大することとしました。

- ・ 他人の土地への立入り関係(第55条の2の2関係)
- ・ 非常災害等の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理関係(法第55条の3の3関係)

3. 民間活力を活用した港湾空間の魅力向上

地域の交流拠点としての役割を担う港湾の緑地又は広場(以下、緑地等)の老朽化や魅力の低下等に対応するため、民間の活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上を効果的に推進する必要があります。

このため、港湾の緑地等において、カフェ、レストラン等の収益施設を整備するとともに、当該施設から得られる収益を還元して当該緑地等の再整備を行う民間事業者に対し、港湾管理者が行政財産である緑地等の貸付けを行うことを可能とする認定制度を創設することとしました。

- ・ 港湾環境整備計画の認定手続きについて(法第51条及び第51条の2関係)
- ・ 港湾環境整備計画に係る行政財産の貸付け(法第51条の3関係)

● 港湾法の一部を改正する法律案

背景・必要性

1. エネルギー・産業構造転換のために必要な港湾における脱炭素化の推進

- 我が国の運輸・産業分野の脱炭素化に必要な水素・燃料アンモニア等の活用を本格化させるためには、産業が集積し海上物流の拠点である港湾におけるそのサプライチェーンの構築と利用促進が必要。我が国産業や港湾の国際競争力にも影響する懸念。

➡ 臨海部に集積する産業と連携し、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進するための仕組みが必要。

2. パンデミックや自然災害等への対応

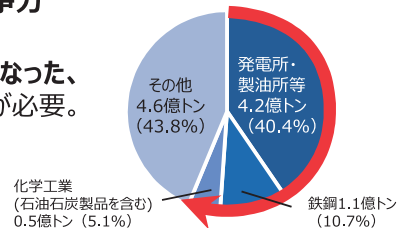
- パンデミックや激甚化する自然災害等の新たなリスクに対応するため、港湾機能を確実に維持するための体制の構築が必要不可欠。

3. 民間を活用した港湾の管理、利用等の効率化と質の向上への対応

- 地域の交流拠点としての役割を担う港湾緑地等の老朽化、魅力の低下等に対応するため、民間活力を最大限活かして、緑地等の再整備と魅力向上を効果的に推進する仕組みが必要。

我が国のCO₂排出量
計10.4億トン（2020年度）

CO₂排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地



出典：国立環境研究所HP資料より、港湾局作成

法案の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

① 港湾の基本方針への位置づけの明確化 等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。 ※併せて税制特例（固定資産税等）を措置

② 港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者（地方自治体）は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた港湾脱炭素化推進計画を作成。

※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等

- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる港湾脱炭素化推進協議会を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置。

➡ 臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献

港湾脱炭素化推進計画に定める取組の例



セントラル N G マリンフューエル提供

2. パンデミック・災害の際の港湾機能の確実な維持

① 国による港湾管理者を支援する体制の強化

- 非常災害と同様に、感染症等のリスク発生時にも、国による港湾施設の管理代行を可能とする。

② 民間事業者の活用の推進

- 災害復旧工事等を円滑化するため、国、港湾管理者が委任した者に、港湾工事のための調査時における土地立入権限を付与。



感染症を発症した乗客の下船対応(横浜港)

3. 港湾の管理、利用等の効率化と質の向上

① 民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

- 港湾緑地等において、収益施設（カフェ等）の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の貸付を可能とする認定制度を措置。



等 緑地の活用例(カフェ)(神戸港)

【目標・効果】 港湾における水素・燃料アンモニア等の受入拠点形成や港湾地域の脱炭素化等により、我が国の脱炭素社会の実現に貢献
(KPI)・港湾における水素・燃料アンモニア等の取扱貨物量(水素換算)：ほぼゼロ(2020年)⇒100万トン(2030年)
・港湾においてコンテナ貨物を取り扱う低炭素化荷役機械(トランスファークレーン、ストラドルキャリア)の導入割合：43%(2021年度)⇒60%(2026年度)⇒75%(2030年度)

「港湾法の一部を改正する法律案」 令和 4 年 10 月 14 日閣議決定時概要資料